

すみだブランド認証事業
商品部門

＜すみだブランド
「すみだモダン」2011 認証＞

応募要綱

2011 年（平成 23 年）

すみだ地域ブランド推進協議会

1. すみだブランド認証事業とは

すみだブランドの価値規定(「すみだモダン」宣言。)にふさわしいすみだの商品等を選び、認証し、さまざまなPR活動を通じて、すみだの知名度・イメージを高める。

また、認証された商品等を区内の事業者にとっての目標として位置づけ、新たな商品開発や既存商品の改良などに取り組む意欲を更に高めてもらう。

認証された商品等は、すみだの産業をイメージするシンボルであり、かつリードしていく存在となる。

【「すみだモダン宣言」～すみだブランド価値規定～】

「すみだモダン」宣言。

江戸～明治～現代、DNAを受け継いでいく。

今も息づく、江戸の粋や遊び心、下町の人情やふれあい。
伝統工芸から近代産業まで、高度な技術を支える職人技と妥協を許さない職人魂。
すみだ地域ブランドは、時を越えても変わることのない
「すみだのDNA(遺伝子)」を受け継いでいきます。

地域の文化を、次世代へ届けていく。

相撲、隅田川の花火、葛飾北斎、墨堤の桜などの歴史や文化。
和菓子やちゃんこ鍋などの豊かな食文化。
さらに、小さな博物館や工房ショップ、町工場などの産業文化。
すみだ地域ブランドは、すみだが育んできた独自の「地域文化」を伝えていくとともに、
次世代に引き継いでいきます。

ものづくりを通して、生活に彩りを約束する。

優れた技術力とデザイン力に支えられた、暮らしを豊かにする様々な製品。
ものづくりの街「すみだ」が創り出す製品は、東京はもちろん日本全国、
さらに世界で使われている本物たち。
すみだ地域ブランドは、すみだならではの「ものづくり」をさらに磨き、広く届け、
人々の生活に豊かな彩りを約束します。

人々の交流を通して、コミュニティを育む。

多くの史跡・文化施設、小さな博物館や工房ショップ、個だわりショップ、町工場、
ものづくり体験の場などの観光拠点。
そして、新タワー「東京スカイツリー」のもとに訪れるたくさんの人たち。
すみだ地域ブランドは、「訪れる人、住む人、働く人」の交流を活発にし、
新しいすみだの地域社会を育てます。

2. 商品部門くすみだブランド「すみだモダン」2011 認証>について

(1) 認証対象

すみだブランド認証事業の商品部門くすみだブランド「すみだモダン」2011 認証>（以下「商品部門」といいます。）の認証対象は、墨田区内の事業者が自ら企画・販売する商品（単品）、または商品シリーズ（同一の技術・製法・素材などに基づく）とします。店舗で購入し持ち帰り可能な「食品」を含みます。

- * 平成23年9月末日時点で購入が可能であること。
- * 継続的な販売を想定している商品であること。
- * 製造拠点（工場）が墨田区内にあるかどうかは問いません。
- * 1事業者で複数の商品及び商品シリーズを応募することも可能です。

※飲食店メニューについては、別途、飲食店メニュー部門としてくすみだブランド「すみだモダン グルメセレクション」2011 認証>（以下「飲食店メニュー部門」といいます。）を実施します。飲食店での提供、店舗での持ち帰り商品としての販売の両方を行っているメニューについては、本商品部門、飲食店メニュー部門いずれへの応募も可能ですが、両者に重複して応募することはできません。

(2) 応募資格

墨田区内の事業者による応募（自薦）および墨田区民・墨田区内の事業者による応募（他薦）とします。他薦の場合は、事業者の応募意思を確認します。

- * 墨田区内の事業者とは、墨田区内に主たる事業所を有する事業者、または構成事業者の2分の1以上が同区内に事業所を有するグループで、引き続き1年以上事業を営んでいる事業者。
- * 特別区民税・都民税を滞納していない事業者。
- * 墨田区民には、墨田区内への通勤者・通学者を含みます。

(3) 認証基準

「すみだ地域ブランド推進協議会」の「認証審査会」が下記の認証基準に基づき審査・選定し、協議会理事会が認証します。

- ① ブランド価値規定との合致度（すみだらしさ）
 - * すみだの産業の歴史や伝統、文化や技術を受け継いでいる。
 - * 人々の生活への新しい提案や革新性がある。
- ② ブランド力向上への貢献度
 - * すみだブランドの知名度・イメージアップへの貢献が期待できる。

* 消費者ニーズに合致しており、市場性が高い。

③ 独自性

* 同業他社の商品等より利便性・快適性・デザイン・味等の面で優位性がある。

④ 信頼性・品質

* 高い信頼性を持った商品等である。

* 質の高さを維持・向上するための取組みや裏付けがある。

※満たすべき品質・性能などの基準については(4)品質基準を参照。

⑤ 理念・姿勢・背景（①～④の前提）

* すみだでものづくりをすることへの想いを持つ事業者である。

* すみだの地域活性化に意欲を持つ事業者である。

(4) 品質基準

品質、性能が商品の関連法規や業界自主ガイドラインの基準に満たない場合、また社会通念上妥当な使用条件において、問題のある商品については認証されません。

① 原材料

発ガン性物質、中毒性物質、いわゆる環境ホルモンなど地球環境、生命への安全性、健康への悪影響を及ぼすことが確認された物質やそれを含む原材料は使用しないこと

② 構造

- ・ 人体の安全を最大限に配慮した構造で、容易に破損するような構造でないこと
- ・ 社会通念上妥当な使用条件および使用期間において必要な強度と耐久性をもつこと
- ・ 大量生産する場合にも生産品質が安定していること

③ 表記

- ・ 法規に適合する表示（例：家庭用品品質表示法）および各業界の自主ガイドライン（例：社団法人日本玩具協会玩具安全基準）に準拠する表示をはっきり、誤解を生じないように行うこと

④ 関連法規・業界自主ガイドライン

- ・ 当該商品に関連する法規および各業界の自主ガイドラインの基準をすべて確認すること
- ・ 薬事法に該当すると想定される商品は、同法に適合することを確認すること

* 関連法規（例）

日本工業規格（JIS 法）、不当景品類及び不当表示防止法、家庭用品品質表示法、食品安全基本法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS 法）など

* 業界自主ガイドライン（例）

玩具安全基準、日本タオル検査協会検査基準、日本化学繊維検査協会検査基準など。また、これらに準ずる各業界の自主ガイドライン

実物審査までに、その商品の品質・性能が関連法規や業界自主ガイドラインの基準をクリアした商品であることを保証する「誓約書」を提出する必要があります。生産物賠償責任等の問題については、応募者（生産者）がいつさいの責任を負うものとします。

(5) 認証期間

認証された商品の資格は、同一の商品の販売が継続している限り、消失しません。ただし、下記のいずれかに該当する場合は協議会が認証を取り消すことがあります。

- * 生産または販売を1年以上中止、あるいは廃止した場合
- * 認証事業者が当該商品に関連する法規に違反した場合
- * 認証事業者が公序良俗に反した場合
- * 認証商品以外に認証マークを使用した場合
- * 認証事業者の責務(2-(7))を十分に果たさなかった場合
- * その他協議会で認証が適当でないと判断した場合

認証商品に性能改善などの仕様変更を行った場合、商品シリーズにアイテム（商品シリーズに含まれる各商品を指す）を追加した場合、単品にアイテムを追加して商品シリーズにした場合は、その内容を提出して下さい。品質基準に関わる「誓約書」の再提出も必要となります。協議会が既存の認証対象と同等の認証条件を備えているかを判断し、認証の継続・追加の認否を連絡します。

(6) 認証商品の特典

- ① 認証された商品は、「認証マーク」を表示することができます。
- ② 認証商品の自社によるプロモーションにあたっては、「認証マーク」を一定のルールに基づく表示方法により、使用することができます。
 - * 「認証マーク使用方法」、および「認証マーク使用規定」を遵守してください。
 - * 認証マークの使用料は無料ですが、将来的には徴収することを想定してい

ます。

- * プロモーションとは、広告、ホームページ、パンフレット、チラシ、ポスター、プロモーション映像、イベント会場など、商品等のPR及び販促活動全般を指します。

- ③ すみだ地域ブランド戦略におけるプロモーション活動（区が設ける予定の施設での展示即売を含む）での優先的な取扱いを受けることができます。

(7) 認証事業者の責務

毎年度終了後に、前年度の認証商品の販売量、広報宣伝の取り組み状況等を協議会に報告するものとします。

※認証事業者は、認証商品の生産や販売等を通じて、情報発信を積極的に行い、すみだの知名度・イメージの向上につなげるとともに、区内の事業者にとっての目標となるよう努めていただきます。できる限り、認証マークの表示にご協力ください。

(8) 認証事業のスケジュール

- ① 募集 2011年（平成23年）4月28日（木）～5月30日（月）

- ② 書類審査（6月）

- ③ 審査会 9月中旬（予定）

- * 書類審査に通った商品については、審査会で実物審査を行います。ご案内は8月中旬に郵送する予定です。

- * 審査会場で、区民・区内通勤者・区内通学者・区内産業団体等から募集する「すみだブランド調査隊」による事前投票を行い、審査委員会の参考にします。

- * 実物審査にあたっては、その商品の品質・性能が、関連法規や業界自主ガイドラインの基準をクリアした商品であることを保証する「誓約書」を提出して下さい。

- * 実物審査用の応募商品は審査会前日までに審査会場まで搬入していただきます。応募商品は審査会終了後にご返却します。なお、搬入、搬出、発送に関わる費用は応募者負担となります。

- * 食品については、試食を行います。調理が必要な商品は調理した上で審査会当日に搬入して下さい。

- ④ 発表 11月下旬～12月上旬（予定）

- * 審査結果は事務局より速やかにご連絡致しますが、発表までは社外への公表をお控えください。

(9) 認証審査会の審査委員について

審査委員は以下の方の予定です。(敬称略・委員五十音順)

宮田 亮平 東京藝術大学学長 (委員長)
井川 遥 女優
小澤 弘 江戸東京博物館都市歴史研究室長
川島 蓉子 伊藤忠ファッションシステム(株)マーケティングマネジャー
高橋 正実 MASAMI DESIGN 主宰・デザイナー
瀧 勝巳 タキカツミ アンド プロデューサーズ主宰
田中 一雄 (株)G Kデザイン機構代表取締役社長
出口 由美 「婦人画報」編集長

3. 商品部門

＜すみだブランド「すみだモダン」2011 認証＞への応募について

(1) 応募方法

自薦・他薦それぞれ所定の応募用紙（自薦は応募申込書と応募シート、他薦は応募シート）に必要事項を記入し、直接下記応募先に持参するか、郵送またはファクスで応募して下さい。

2011年（平成23年）5月30日（月）までに応募用紙が「すみだ地域ブランド推進協議会」事務局に到着したもののみを有効とします。

- * 応募先：「すみだ地域ブランド推進協議会」事務局
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20
墨田区産業観光部産業経済課内（区役所 14 階）
TEL 5608-6188 Fax 5608-6934

◎応募用紙は、2011年（平成23年）4月28日（木）以降、「すみだ地域ブランド戦略」ホームページからもダウンロードできます。

- * 「すみだ地域ブランド戦略」HP アドレス
<http://sumida-brand.jp/>

(2) 応募用紙記入上の注意

- * 応募用紙記入にあたっては、以下を必ずお守りください。
- * 応募申込書は、記載の同意事項をお読みの上、すべての事項をご記入いただき、押印をお願いいたします。
- * 応募シートは、応募商品名、応募商品の説明、認証基準に沿った解説、応募商品の写真をフォーマットに沿って記入・添付ください。書類内容も審査されますので、具体的かつ簡潔にわかりやすくお書きください。
- * 添付する写真や図等がある場合は、A4サイズ1枚（片面のみ。両面は不可）まで追加が可能です。これを越える添付資料は審査の対象としません。
- * 氏名、住所、電話番号、メールアドレス（お持ちの場合）の明記を必ずお願いいたします。必要事項が記入されていない場合は応募条件を満たさないとみなされ、審査対象外となる場合もあることをご了承ください。
- * 応募書類の使用言語は日本語のみとさせていただきます。

(3) 応募に関する留意事項

- * 応募書類は返却いたしません。必ず応募者側で複写などをお取りください。
- * 応募に際して、応募者は応募商品に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置を自ら講じるものとします。
- * 応募者は、「すみだ地域ブランド推進協議会」が実施するイベントなどで応募商品を展示する場合があることを事前に了解するものとします。
- * また、応募商品の写真や説明文などを「すみだ地域ブランド戦略」のホームページや制作物、新聞・雑誌・テレビ・ラジオなどの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については「すみだ地域ブランド推進協議会」による監修・確認を信頼し、一任するものとします。
- * 連絡先：「すみだ地域ブランド推進協議会」事務局
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋 1-23-20
墨田区産業観光部産業経済課内
担当：植村・坂下・吉倉

すみだ地域ブランド推進協議会事務局 あて

すみだブランド認証事業 商品部門
＜すみだブランド「すみだモダン」2011 認証＞
応募申込書（自薦用）

※自薦の場合は別途「応募シート」の提出が必要です。

※他薦の場合は「応募申込書」は不要で、「応募シート」のみ提出ください。

応募要綱に記載の内容を了解し、承諾の上、すみだブランド認証事業の商品部門＜すみだブランド「すみだモダン」2011 認証＞に応募いたします。また、応募に際して提出した書類については、その管理及び活用を、全てすみだ地域ブランド推進協議会事務局に一任するものとします。

以上

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名： _____

ご住所（〒 _____ ）

TEL： _____ FAX： _____

★ご担当者所属部署／役職名： _____

★ご担当者名： _____ 印

★メールアドレス： _____

★ご記入いただいたご担当者様を、今後のご連絡窓口とさせていただきます。